

経過措置期間終了まで残りわずか！

全ての加工食品に、 原材料の産地表示が必要になります！

※2022年3月31日までは、
食品メーカー等が準備をする
猶予期間としています。



食品表示基準の一部が改正され、2017年9月1日から、全ての加工食品について、原材料の産地表示が義務付けられました。

経過措置期間は2022年3月31日までとなっていますが、終了まで残りわずかとなりました。

2022年4月1日からは、原料原産地表示を行った食品表示が行えるよう、計画的な準備をお願いします。

表示の基本ルール

産地を表示するもの

全ての加工食品※の1番多い原材料（以下「対象原材料」といいます）

※外食、容器包装に入れずに販売する場合、作ったその場で販売する場合、輸入品は対象外

※既に原料原産地表示が義務付けられていた食品表示基準別表第15に掲げる22食品群（乾燥野菜や緑茶等）及び個別5品目（農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削り節、おにぎりのり）は、個別に原料原産地表示の対象となる原材料を定めていますので、そのルールに従って表示をします。

表示方法

「国別重量順表示」、「製造地表示」、「又は表示」、「大括り表示」

原則の 表示方法

「国別重量順表示」

名 称 ウインナーソーセージ
原材料名 豚肉(アメリカ産、国産)、豚脂肪…

2か国以上の産地の原材料を使用している場合は、多い順に国名が表示されます。
この表示方法を「国別重量順表示」と言います。

表示にはいくつかの
パターンがあります。

新たな 表示方法

①「製造地表示」

名 称 チョコレートケーキ
原材料名 チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉…

②「又は表示」

名 称 ウインナーソーセージ
原材料名 豚肉(アメリカ産又は国産)、豚脂肪…

※ 豚肉の産地は、2018年の使用実績順

③「大括り表示」

名 称 ウインナーソーセージ
原材料名 豚肉(輸入)、豚脂肪…

表示イラスト：消費者庁パンフレットより

対象原材料が生鮮食品の場合

対象原材料が生鮮食品の場合は、その産地を表示します。

原則表示

国別重量順表示

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産、国産、その他)、豚脂肪、たん白加水分解物…

上のように2か国以上の産地の豚肉を使用している場合は、多い順に国名が表示されます。この「国別重量順表示」が原則となります。

2か国以上の原産地のものを混合して使用した場合は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に原産地を表示します。

3か国以上のものを混合した場合は、原材料に占める重量の割合が高いものから順に2か国以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することもできます。

対象原材料が加工食品の場合

対象原材料が加工食品の場合は、その製造地が表示されます。

原則表示

製造地表示の国別重量順表示

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉、…



表示の意味

チョコレートがベルギーで作られたことを意味します。
ベルギー産のカカオ豆を使用しているという意味ではありません。

対象原材料が加工食品の場合は、原則「製造地」を表示することとなっています。ただし、対象原材料に使用されている原材料の中で、1番多い原材料が生鮮食品であって、その生鮮食品の産地が分かっている場合には、製造地表示の代わりに、その生鮮食品の産地を表示することもできます。

※詳しくは消費者庁ホームページ「食品表示基準Q&A」をご確認ください。
(ホームページについては4ページ目にご案内を掲載しております)

①又は表示

又は表示

名 称 ウィンナーソーセージ
 原材料名 豚肉(アメリカ産又は国産)、豚脂肪、たん白加水分解物…

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

表示の意味

「アメリカ産」と「国産」以外の国の原材料は使用されていません。
 過去の使用実績等では「アメリカ産」の方が「国産」よりも多く使用されていたことを示しています。

また、「又は表示」をした場合であって、過去の使用実績等における平均使用割合が5%未満の産地は、「アメリカ産又は国産(5%未満)」と表示されます。この場合、国産が5%未満であったことを示しています。

「又は表示」とは…

- 原材料の原産地として使用する可能性のある複数国を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。
- 消費者への情報提供の観点から、国別重量順表示を原則としますが、原材料の過去の一定期間における産地別使用実績（新製品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画）からみて、国別重量順表示を行おうとした場合に、表示をする時点（製造日）を含む1年間で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難である場合に限り、「又は表示」が認められます。

②大括り表示

大括り表示

名 称 ウィンナーソーセージ
 原材料名 豚肉(輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物…

表示の意味

3か国以上の外国の産地の原材料が使用されています。
 国産の原材料は使用されていません。

「大括り表示」とは・・・

- 3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」などと括って表示する方法です。
- 消費者への情報提供の観点から、国別重量順表示を原則としますが、原材料の過去の一定期間における産地別使用実績（新製品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画）からみて、国別重量順表示を行おうとした場合に、3以上の外国の原産地表示に関して、表示をする時点（製造日）を含む1年間で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難である場合に限り、「大括り表示」が認められます。

表示イラスト：消費者庁パンフレットより

③大括り表示＋又は表示

大括り表示

+

又は表示

名 称 ウインナーソーセージ

原材料名 豚肉 (国産又は輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物…

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

表示の意味

国産を含む4か国以上の産地の原材料が使用されています。
過去の使用実績等では、「国産」の方が、「輸入」でまとめた外国の産地の合計よりも多く使われていたことを示しています。

表示イラスト：消費者庁パンフレットより

「大括り表示」＋「又は表示」とは…

- ・「大括り表示」と「又は表示」の併用とは、「輸入」と「国産」を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。
- ・「大括り表示」の認められる条件を満たした上で、輸入品の合計と国産の重量順に変更があり、「輸入、国産」や「国産、輸入」の表示が困難な場合であって、「又は表示」の認められる条件を満たす場合に限り認められます。



※①～③のいずれの表示についても、表示に関する根拠資料の保管及び根拠に基づいた表示であることの注意書きが必要です。

事業者の皆様へ

表示方法については、消費者庁ホームページ掲載の「食品表示基準」、「食品表示基準に係るQ&A」等をご確認ください。

消費者庁ホーム>政策>政策一覧（消費者庁のしごと）>食品表示企画>食品表示法等（法令及び一元化情報）



消費者庁ホームページ

食品表示基準に係る通知・Q&Aについて

- 表紙、目次[PDF:408KB]
- はじめに[PDF:67KB]
- 第1章 総則[PDF:171KB]
- 第2章 加工食品[PDF:2.3MB]
- 第3章 生鮮食品[PDF:526KB]
- 第4章 添加物[PDF:59KB]
- 第5章 雑則[PDF:97KB]
- 別添 製造所固有記号[PDF:280KB]
- 別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン[PDF:221KB]
- 別添 アレルゲンを含む食品に関する表示[PDF:420KB]
- 別添 遺伝子組換え食品に関する事項[PDF:319KB]
- 別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項[PDF:113KB]
- 別添 原料原産地表示(別表15の1～6)[PDF:513KB]
- 別添 新たな原料原産地制度[PDF:585KB]

内閣府令(表示の基準に関するもの)

- 食品表示基準
- 内閣府令 本則・附則 [PDF:585KB]
- 別表第1～別表第8 [PDF:821KB]
- 別表第9～別表第21 [PDF:535KB]
- 別表第22～別表第25 [PDF:270KB]
- 別記様式1～別記様式4 [PDF:85KB]
- 統合版 [PDF:2.0MB]

上記ホームページから、「食品表示基準」や「食品表示基準に係るQ&A」を確認できます。

～お問合せ先～

熊本市消費者センター

TEL：096-353-5757